

印
訴 訟 委 任 状

平成 年 月 日

住所 〒

氏名

印

私は、次の各弁護士ら（トップゲイン・ハヤシファンド関連ファンド被害対策弁護団）を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館地階 あおい法律事務所 弁護士 荒井 哲朗（東京弁護士会）	〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館地階 あおい法律事務所 弁護士 太田 賢志（東京弁護士会）
〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-2 第二麴町ビル 2 階 リンク総合法律事務所 弁護士 山口 貴士（東京弁護士会）	〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館地階 あおい法律事務所 弁護士 佐藤 顕子（東京弁護士会）
〒104-0061 東京都中央区銀座 2-5-7 GM 2 ビル 6 階 西銀座法律事務所 弁護士 島 幸明（第二東京弁護士会）	〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館地階 あおい法律事務所 弁護士 五反 章裕（東京弁護士会）
〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館地階 あおい法律事務所 弁護士 白井 晶子（第二東京弁護士会）	〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-2 第二麴町ビル 2 階 リンク総合法律事務所 弁護士 中森 麻由子（第二東京弁護士会）

記

第 1 相手方

第 2 事件

第 3 委任事項

上記当事者間の上記事件に関する一切の行為。

- 1 和解、調停、請求の放棄、認諾、復代理人の選任。
- 1 民事訴訟法第 48 条(第 50 条 3 項、第 51 条において準用する場合を含む)の規定による脱退。
 - 1 反訴、控訴、上告、上告受理申立、又はこれらの取下及び訴の取下。
- 1 民事訴訟法第 360 条(第 367 条 2 項、第 378 条 2 項において準用する場合を含む)の規定による異議の取下又は取下の同意。
 - 1 弁済の受領に関する一切の件。
 - 1 代理供託並びに供託物・同利息の払渡請求及び受領に関する一切の件。